一定以上・・・・町民税所得割額235,000円以上

中間2・・・・・町民税所得割額33,000円以上235,000円未満

中間１・・・・・町民税所得割額33,000円未満

低2・・・・・・町民税非課税（本人または障がい児の保護者の収入が80万円以上）

低1・・・・・・町民税非課税（本人または障がい児の保護者の収入が80万円以下）

生保・・・・・・生活保護受給者

※　「重度かつ継続」の対象範囲

1. 精神通院医療・・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害

薬物関連障害（依存症等）、３年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者

② 育成医療・更生医療・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方

一定所得以下

中間的な所得

一定所得以上

「一定以上」

「生保」

「低１」

「低２」

「中間１」

「中間２」

０円

負担上限月額

２，５００円

負担上限月額

５，０００円

負 担 上 限 額

医療保険の自己負担限度額

公費負担の対象外

（医療保険の負担割合

・負担限度額）

重　　度　　か　　つ　　継　　続

負担上限月額

　５，０００円

負担上限月額

１０，０００円

負担上限月額

２０，０００円

育成医療の経過措置

負担上限月額　　　５，０００円

負担上限月額　　　１０，０００円